

入院基本料等に関する事項 ②

【令和 7年 4月 1日 現在】

DPC対象病院について

当院は、厚生労働大臣が指定する「DPC対象病院」に該当するため、一般病棟（特定集中治療室を含む）の患者様に係る入院療養に要する費用の額は、「診断群分類点数表」により包括評価と出来高評価を組み合わせで算定いたします。

$$\text{※診療報酬点数} = \text{包括評価} \times \text{当院の医療機関別係数}(1.4602) + \text{出来高評価}$$

【当院の医療機関別係数】		1.4647
基礎係数(Ⅲ群)		1.0451
機能評価係数Ⅰ	一般病棟入院基本料1	0.1034
	紹介重点医療機関入院診療加算	0.0240
	診療録管理体制加算2	0.0030
	医師事務作業補助体制管理加算1(20対1)	0.0295
	急性期看護補助体制加算(50対1)	0.0489
	看護職員夜間配置加算(16対1配置加算1)	0.0269
	地域加算(3級地)	0.0051
	医療安全対策加算1	0.0029
	(医療安全対策地域連携加算1)	0.0017
	感染防止対策加算1	0.0245
	(注2指導強化加算)	0.0010
	後発品使用体制加算3	0.0023
	病棟薬剤業務実施加算1	0.0076
	データ提出加算2のイ(200床以上)	0.0054
	検体検査管理加算(Ⅳ)	0.0130
地域医療体制確保加算	0.0214	
機能評価係数Ⅱ		0.0775
救急補正係数		0.0215

但し、入院期間Ⅲを超えて地域包括ケア病棟にご入院中、治験対象期間中のご入院及び歯科・歯科口腔外科にてご入院の場合など、診断群分類点数表より除外となる場合は、「医科診療報酬点数表」又は「歯科診療報酬点数表」により算定いたします。